

## 核物質の保管状況の調査結果について

平成24年2月14日  
北陸電力株式会社

当社は、本日（2月14日）、文部科学省からの依頼文書<sup>1</sup>に基づき、計量管理<sup>2</sup>されていない核物質の保管の有無について調査した結果、ウラン燃料の説明用サンプルの一部に未計量の核物質が含まれていることを確認し、その旨を同省に報告するとともに必要な手続を実施しましたので、お知らせいたします。

昨年8月、文部科学省から、計量管理されていない核物質の保管の有無について調査するよう依頼がありました。

この依頼に基づき調査した結果、原子力技術研修センターにて保管していたウラン燃料の説明用サンプルから微量の放射線<sup>3</sup>が検出されたため、昨年8月に同省に連絡していました。

これは、昭和50年以前に入手し、昭和50年代前半に広報用として使用していたもので、現在は金庫の中で安全に保管しています。

規制上の取扱を判断するために、ウランの量と濃縮の有無の分析を行った結果、ごくわずかの量ですが、サンプルのうち二酸化ウラン粉末と燃料ペレットが、未計量の核物質であることが判明し、本日（2月14日）、同省に報告するとともに、必要な手続き<sup>4</sup>を行いました。

当該サンプルは、今後、志賀原子力発電所にて保管管理します。

なお、当社における未計量の核物質は、当該サンプルのみでした。

以上

添付資料：ウラン燃料の説明用サンプル

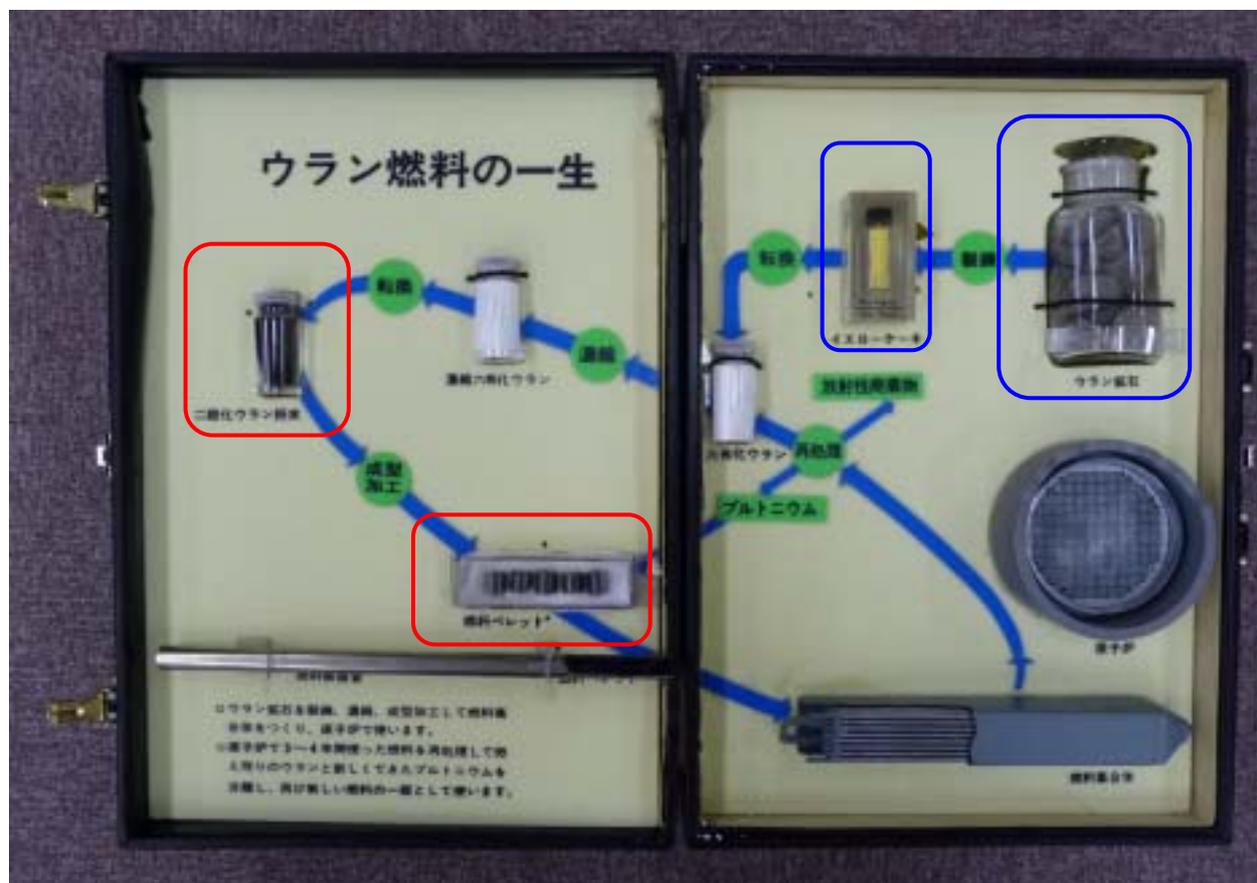
- 1：平成23年8月8日付けで文部科学省より「計量管理されていない核物質の調査依頼について」を受領。
- 2：計量管理とは、その在庫の量を正確に管理すること。  
法令に基づく許認可届出および計量管理が必要な核物質は、濃縮ウラン(化合物含む)、天然ウラン(化合物含む)など。ただし、採掘中(ウラン鉱石)のもの及び製錬中(イエローケーキ)で300g以下のものは対象外。
- 3：サンプル表面の放射線量率は、毎時0.4～5.8マイクロシーベルトであり、人体に影響を及ぼすレベルのものではない。

#### 4：国際規制物資<sup>注1</sup>の使用許可申請および計量管理規定<sup>注2</sup>の認可申請

注1：日・IAEA保障措置協定や二国間原子力協力協定といった国際約束に基づく保障措置の適用等の規制を受ける核物質や設備・資材。

注2：核物質の計量及び管理に関する事項を定めた社内規則。

## ウラン燃料の説明用サンプル



外形（開状態）：横 64cm × 縦 46cm × 厚さ（右側）4cm、（左側）10cm

サンプル名	天然 / 濃縮	ウラン重量	表面の放射線量率 ( $\mu\text{Sv/h}$ )	計量管理
ウラン鉱石	天然ウラン	1g 未満	約 5.8	対象外
イエローケーキ	天然ウラン	3.5g	約 0.4	対象外
二酸化ウラン粉末	天然ウラン	11g	約 1.0	対象
燃料ペレット	天然ウラン	73g	約 3.9	対象

- ・ ~ のサンプルから放射線を検出していますが、 のウラン鉱石と のイエローケーキ（300g 以下）は対象外であり、 の二酸化ウラン粉末と の燃料ペレットが未計量の核物質でした。
- ・ その他のサンプルは放射線が検出されていないため模擬品でした。